

総務委員会

平成25年12月16日（月）

午前10時01分～午後1時52分

議会第1会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永幹哉副委員長、江原新子委員、村岡 卓委員、
永渕史孝委員、野中康弘委員、白倉和子委員、山本義昭委員、
江頭弘美委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・社会教育部 関係職員
- ・選挙管理委員会事務局 石丸選挙管理委員会事務局長 ほか、関係職員
- ・経済部 関係職員
- ・総務部 伊東総務部長 ほか、関係職員
- ・企画調整部 石井企画調整部長 ほか、関係職員
- ・市民生活部 西川市民生活部長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（議案審査）

○重松委員長

皆さんおはようございます。これより総務委員会を開会いたします。

最初に申し上げます。

当委員会は会議録作成支援システムを使用しておりますので、発言される方は必ず挙手の上、委員長の指名を受けてからマイクにある青いボタンを押して発言ください。なお、マイクは後押し優先ですので、発言後、消すために押す必要はございません。

それでは、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託案件の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了時までにお申し出いただきたいと思っております。

関係のない職員の方は退席されて結構でございます。

◎関係職員以外退室

○重松委員長

それでは、まず、文化振興課、選挙管理委員会及び商業振興課に関する議案審議を行います。

それでは、第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第4号）中、第1条（第1表）歳出第2款関係分、第3条（第3表）佐賀市土地開発公社が金融機関から借り入れる中心市街地公共的団体等移転整備事業の用地買収等経費に対する損失補償 説明

○重松委員長

ただいまの説明について、委員の皆様方から御質疑を受けたいと思います。質疑がある方は挙手をお願いします。

○江頭委員

13ページの選挙費ですね。この間勉強会の中でもこの案件、この予算の部分でちょっと小まめに出たんですけど、局長、ここは委員会だから、勉強会のときよりはもうちょっと詳しく説明してくれないとね、これはね、余りにも説明不足だと。まずそれからちょっと注意したいんですけど、これ4,000万円のあれでしょう、減額と。建築住宅課に設計を依頼したらこれだけ安くなったということで、この前の勉強会でも出たんですけど、まず、今までの——設置するところの場所場所によっても違うかもわかんないんですけど、大体単価はどのくらい——ワンセットね、まず単価と、1つの部分の格差ね、開き、その部分をちょっと説明してください。

○石丸選挙管理委員会事務局長

申しわけございません、説明不足で。

実は今回、建築住宅課にまず設計を依頼するに当たったことにつきましてですけども、これは昨年も衆議院、参議院ということで、ポスター掲示板を設置しておりました。

これも同じように業者に見積もりを依頼して設計していたんですけども、だんだん単価が上がってきたものですから、今度は市長・市議選——まあ、市政選挙になりますので、このままいくとちょっととんでもない金額になるんじゃないかということで、建築住宅課のほうに依頼をしました。

当初では、業者に見積もりを依頼したところでは、1カ所当たりが15万8,000円ぐらいになっております。建築住宅課のほうに設計を依頼したところ、1カ所当たり7万1,000円で契約することができたということになっております。

4年前ですけども、4年前の市長・市議選ですけども、これが市外業者とか県外業者を入れて指名して入札したところ、前回の平成21年では1カ所当たりが5万3,000円ぐらいできております。

ですから、5万3,000円でできたのが3倍ぐらい——15万8,000円というふうにならざる見積もりが高かったものですから、建築住宅課に依頼をして設計を組んでいただきました。

その結果でも、市内業者だけでしたところでは7万1,000円ぐらいになっております、1カ所当たりですけども。

以上でございます。

○江頭委員

これまでその衆議院、参議院の選挙までの——これも2業者というのは、これは入札でされていたんですか。指名入札か何か。

○石丸選挙管理委員会事務局長

指名競争入札で行ってございました。これまでの指名は、8業者に指名して入札を行ってございました。

○江頭委員

これは、以前から市内業者に限るとどこかで指名競争入札の条件としてやっていたんですかね。

○石丸選挙管理委員会事務局長

平成21年のときに準市内業者、それから市外業者、県外業者を入れて、市内業者育成のために市内業者を指名に入れろということでありましたので、それ以降は市内業者で行ってございます。

○白倉委員

関連ですけれども、21年のときと、それと今年度ですね、条件的に——入札条件じゃなくて設置条件——例えば358カ所とか、それとかアルミ板とかベニヤ板とかそういうのも含めてですね、何か変わったような、材質的なものも含めてあるんでしょうか。そこちょっと確認をまずしたいと思います。

○石丸選挙管理委員会事務局長

平成21年のときもアルミ板と一緒にございます。今回もアルミ板ですね。

平成21年のときは、407カ所設置箇所がございました。今回は358カ所ということですけども、これは今回投票所の統合を行いまして、その分、統合を行って投票所が7カ所投票区を統合したもんですから、それに伴いましてポスター掲示板の数も49カ所減ったということになります。

以上です。

○白倉委員

わかりました。

それと、平成21年のときは市外、県外なんかも含めて、結局、1カ所5万3,000円で済んだのが、今年度は市内だけを指名したところ15万円と。結果的には建築住宅課でしたわけですね。ということは市内業者には行ってないわけですね、結論としては。何といいますかね、市内でしたわけでしょう。建築住宅課で——7万1,000円っていうのは……。そのところをちょっとごめんなさい。

○石丸選挙管理委員会事務局長

今までは業者に見積もりを徴取して、その平均単価で設計書を組んでおりました。

今回は建築住宅課に設計を依頼して、施工とか設置撤去は市内業者——ですから、市内業者を指名しまして、市内業者が落札しております。ですから、施工は市内業者でございます。

ですから、設計の関係ですね。

(発言する者あり)

○江頭委員

要は、設計見積もりと設置費用を一緒に業者に注文していた——入札していたということなんでしょう、その部分。

○石丸選挙管理委員会事務局長

当初予算を組むときには、今まで指名していた業者のほうから見積書を取りまして、その見積書の平均単価で予算を組んでおりました。

今回は、ですからその見積もりをとる設計の費用というのは、業者のほうは発生しておりません。今回は建築住宅課のほうに設計を依頼して、建築住宅課で積算をしていただきました。その分で入札をかけたということになります。

(発言する者あり)

7万円ぐらいになります、1カ所当たりが。

○江頭委員

そしたらですよ、今までその設置費用が出てたんじゃないですか。その入札の細目の中に設置費用とその設計費用、これは建築住宅課が見積もったものとそんなに変わらなかったんですか。その2つの部分——15万8,000円の中での設計費用というのは。

○石丸選挙管理委員会事務局長

設計費用というのは、建築住宅課のほうは無料なんです。

(「いやいや、もちろん」と呼ぶ者あり)

見積もり業者から徴取したのも無料なんですね。ですから、その設計費用と言われているのが、ちょっと申しわけございませんが……。

○白倉委員

そうしましたら、例えば平成21年度のときは1カ所5万3,000円、今回は7万1,000円、約2万円差額が1カ所についてあって、それが358カ所掛けるになるわけですね。

それで、設計も建築住宅課がするという今回の条件だったんですが、今後も市内業者育成のために、例えば358カ所掛ける約2万円というのは相当な金額ですが、それはそれで、この歳出としてはどういうふうに見えるか。よしと見えるか。それとも、これだけ建築住宅課が設計して出しても7万かかると、1カ所。それなら、例えばこの件に関しては市外、県外も含めようとか、そういうふうなことも含めてのこの歳出に対する考えです

ね、それをちょっとお聞かせいただけますか。今後につながってくることであります。

○石丸選挙管理委員会事務局長

平成21年のときは——アルミ板をリースしている会社があるんですけども、選挙ポスターのですね。その業者とか、そこは準市内業者になるんですけども、自分のところがリースしているものですから、そこを下請に出してしたんで大分安く上がっております。

それから、県外業者のほうもやっぱり仕事をとるためでしょうけど、10月の時期になると余り選挙もあっていないものですから、県外から佐賀市内のほうにやってきまして、大分安く工事を請け負ったと思います。

今回は市内業者ということで、やっぱりアルミ板のリースまでしなくてはいけないということもあるんで、その分が若干高くなったかと思えますし、今後もやっぱり若干市内業者だけだと高くはなると思うんですけども、先ほど委員言われたように、市内業者育成のためにはこれからも続けていきたいというふうには考えております。

○重松委員長

選挙管理委員会に関して、ほかに御質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

じゃあ、ほかの案件で。

○白倉委員

済みません、別件で債務負担行為の件なんですけど、先ほど説明は聞きました、36ページだったでしょうかね。

これは、例えば土地開発公社が一旦買うということなんですけど、例えば土地開発公社の意義なんかを考えたときに、土地を先行取得するとか、いろんな意味で土地開発公社の存在意義というのがあるわけですが、これにわざわざ土地開発公社をかませる意味ですね。今、全国的に見たら、土地開発公社の役目というものを見直しているときなんです。

わざわざここでもう決まっている事業——もう見えている事業のときに、わざわざ先行取得でかませる意味というのをちょっと説明していただけますでしょうか。

○坂井商業振興課長

この事業は、全部で大きく3つの事業で構成されております。

まず、商工会館を今のダイエーのところ、それと商工会館のところにNHK、それとNHKのところを佐賀城公園整備、3つの事業を複合するに当たりまして、事業を開始するに当たりまして、まず全員協議会の方などでこれまで御説明をさせていただいたところでございますけれども、そのときに今の商工会館の土地、建物を更地化してNHKさんのほうにお譲りするというのが、NHKをこちらに持ってくる時の条件でございました。

そのときに、その商工会館の土地、建物の所有者が複数ありまして、しかもNHKが平成30年度までにこの新会館の建設を終わらなければいけないという条件がございますものですから、その複数の土地、建物の所有関係の一元化、そして更地化するというふ

うなことを考えたときに、それとあとNHKの新会館を平成30年度までに建設をしていた
だくということ考えたときに、やはりこの複雑な権利関係、それと期限が決まっている
中での事業の進捗、ここの2つの要素を満たすためには佐賀市土地開発公社のほうで迅速
に対応していただくということで御説明を申し上げてきたところでございます。

ですから、今回につきましては、佐賀市土地開発公社の自主事業としてこの事業をして
いただくというふうなことで考えておりまして、今ここでの債務負担行為の追加をお願い
をしているところでございます。

○重松委員長

よろしいですか、白倉委員。

(発言する者あり)

ほかに御質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑等もないようでございますので、第102号議案の審査を終わります。

以上で文化振興課、選挙管理委員会及び商業振興課に関する議案審議を終了いたします。

執行部の皆さんは退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

それでは、総務部に関する議案審査を行います。

まず、条例議案であります第106号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第106号議案 佐賀市長等の給料月額の特例に関する条例 説明

○重松委員長

ただいまの説明について委員の皆さんから御質疑等をお受けしたいと思います。何か御
質疑等ございませんでしょうか。

○白倉委員

ちょっと再確認ですが、10%減額と、条例、そのとおりなんですけど、従来、市長が20%
減額だったんですね。それと、自動車運送事業管理者が30%減額。それで、それをそれぞ
れ10%ということは、流れから言ったら、減額率が減るわけなんですけど、その理由です
ね。前回の提案理由というのがしっかりあったと思うんですね。それが緩和された。景気動
向等々も含めて緩和されたという意味合いでの今回の提案なのか、そのところをちょっ
と御説明いただきたい。

○池田人事課長

市長の2期目のこととおっしゃっていると思いますけれども、一旦、2期目の条例が平成
25年10月22日で失効しております。元の金額に戻っております、条例で規定されてお
りませんですね。

今期、決定された要素といたしましては、7月から特例減額5%が上乘せされているということ、それから県内、それから九州内の県庁所在地、周辺の首長、特別職の減額率を見て、総合的に市長が判断されたものでございます。

具体的に言いますと、7月から東日本大震災関係の特例減額5%を実施されておりますが、合わせて14.5%の減額率となります、今年度中はですね。県内他市、9市ですけれども、7月から全て10%の減額をされております、県内ですね。で、今回、市長の分が今年度中は14.5%となります。

特例減額は今年度中で終わりますので、ほかの首長、県内9市の減額率は来年以降はゼロとなりますけれども、市長の分は今回平成29年10月22日まで10%の継続となります。

この7月から10月までは前回の20%も残っておりましたので、24%ほどの減額となりますけれども、その金額、九州県庁所在地の中で最もカット率が高く、金額も最低でございました。

この条例、1月1日から3月いっぱいまでにつきましては、長崎市に次いで低い額となります。この長崎市も特例減額ですので、今年度いっぱいでも元の金額に戻ります。このことを勘案いたしますと、来年度からは8市の中で一番低い金額となると。こういった情勢を全て総合的に勘案いたしまして、市長が今回の10%の決定をされたものと思っております。

以上でございます。

○白倉委員

今の説明はわかりました。

県内を比べてどこの首長がどうかということは、ちょっとそれはもう参考としてお聞きしますが、前回提案されたときの理由というのが一つあったと思うんですね、20%減のときに。

それと、私これはっきり記憶で覚えているんですが、交通局の管理者が30%、それは減額率が大きいんじゃないかという意見を私は言ったと思うんです。経営努力されているにもかかわらず、30%減額するのはちょっと多いんじゃないかと。しかし、条例として通ったわけなんですね。

今回10%に戻すということ、その理由としてですね、例えば前回の流れがある中で、経営改善努力がなされて黒字化されているとかというならわかるんですよ。市長においても、市内の景気動向が向上しているとかという理由がつかならわかるんですよ。そのところの理由をお示しいただきたいと言っているわけです。

○池田人事課長

2期目のカット率ですね、市長20%という部分についても、経済状況がこれだけ悪いので、20%しなければいけないという計算で積み上がった金額ではございません。あくまで条例で定められている金額というのが、もともとの特別職の金額でございまして、市長の政治的な判断ということで、20%減額という形になっております。

今回も、先ほどのいろいろな要素、特例減額とか他の自治体の動向とかも含めて、今期は10%の減額というふうに市長が決められたところでございます。

以上です。

○重松委員長

白倉委員、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑等ないようでございますので、第106号議案の審査を終わります。

続きまして、第107号議案を審査いたします。

執行部の説明をお願いいたします。

◎第107号議案 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
説明

○重松委員長

ただいまの説明について、委員の皆様方から何か御質疑等ございましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑等もないようでございますので、第107号議案の審査を終わりたいと思います。

引き続きまして、第108号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第108号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんから何か御質疑等ありましたらお受けしたいと思っております。

○野中康弘委員

職員の給与制度については、国の人勤に基づくというふうな部分で、制度的には国に準じてというふうになっているのは重々承知をしているところですが、これまでも55歳以上の部分については、標準でも2号というふうな部分で抑圧をされてきたと。

さらに、今回はさらに厳しくなるというふうな状況であろうというふうに思いますが、やはり年齢ですね、例えば、53とか54とか55とか56とかいろいろあるわけですが、全体的に見て55歳という線を引きながら、そこを境目にしてというふうな部分が、非常にやはり何でなのとか、やはり職員の働く意欲も含めてそういったところを常にちょっと疑問には思ってたんですよ。

ですから、ちょっと制度的にはやむを得んのかなというふうには思いますが、その年齢によって、例えば、50歳と55歳以上と異なるというふうな部分について、何かお考えがあ

ったら、あるいは国の制度を含めて、背景を含めてあれば——もちろん総人件費を上げないためにというふうな部分で全体的にフラット化というのは、この間の流れというふうにあるだろうというふうには思いますが、この年齢に応じての——ちょっと言うと、私から言うと、職員間の差別に当たるんじゃないかなというふうな考え方を持っていますので、幾らか考え方があれば、資料的にあればお願いします。

○池田人事課長

55歳というその境目の部分の話でございますけれども、人事院勧告の中で、先ほど申し上げました50歳代後半層の給与を抑える措置が必要というふうになっております。

具体的な数字は出ておりませんが、この中でこの内容——55歳を超える職員についての制度改正がなされたわけです。

佐賀市については人事委員会を持っておりませんので、基本的に制度のつくりは国の制度、それから水準については地域の水準を反映した県の人事委員会の勧告を参考とするというふうにしております。

そういった中で今回の55歳を超える職員へのこういった措置ということでございます。以上でございます。

○重松委員長

ほかに。

○白倉委員

一つこれ参考のために。

佐賀市はこの人事院勧告に従わなくてもいい立場ではあるんですよね。それが1点。

それと県——県職はやっぱり県の人事委員会勧告というのがこの文書に出ているんですが、これはもう県のほうも同じような県職員に対しての動きがあるのかどうかというのが、ちょっとまずその2点を最初にお尋ねしたいと思います。

法的な縛りの部分でまず1点ですね。それと、県はどういうふうな対応をされるのかというのが2点目。

○池田人事課長

まず1点目、勧告に従わなければいけないかというところに関しては、法的に従わなければいけないというところはございません。

それから、県のほうですけれども、県の12月議会で同じような議案が提出されております。

○白倉委員

はい、わかりました。

それと、146人が対象とか議案勉強会のときにちょっと聞いたような気がするんですが、ここであらあらの対象人数と影響額ですね、それが1つと、それともう1つ気になるのが、勤務成績が特に良好である者については昇格させることができると。

この特に良好というのは、先ほど言われた3点——所属長の意見とかそういうのも含めてなんですが、実例的には——非常にちょっと曖昧ではあるんですよね。曖昧なんですよ。

だから、その特に良好というのを、今のところどれぐらいがどういうふうを考えていらっしゃるのかというのが、半分以上が特に良好ならそれはそれでいいんでしょうし、そんなことは起こらない——特段、特出した人というふうな考えか、ちょっとそここのところの説明を。

対象人数と影響額と、それと特に良好の部分とお尋ねします。

○池田人事課長

55歳以上の職員のうち、原則昇給停止——勤務評定が普通だった場合、原則昇給停止となる対象者は146名でございます。

その金額——この条例がなかったらというところでの金額は1人当たり平均で1,400円となります。1人当たりですね、1人当たり。

(発言する者あり)

はい、月額です。

もう1つ、特に良好な場合でございますけども、この場合、55歳を超える職員というところですので、例で申し上げますと、例えば副課長級への昇任をした職員ですね、全体で見ますと係長級とかありますけれども、係長級の場合は55歳以下の場合が多いので、ここでかかってくるのでわかりやすい例で言いますと、副課長級へ4月1日に昇任した場合、その次の1月1日で特に良好ということで昇給するという例があります。

以上です。

○重松委員長

ほかに。

○村岡委員

済みません、じゃあ、その対象者、146人いらっしゃる中で、さっき白倉委員も言われたんですけども、半分以上がなるとか、何と言うんですかね、割合的なものというのを限られて昇給させるさせないというのがあるんでしょうか。

○池田人事課長

当然ですね、半分以上とかということはありませんで、この枠自体が、ちょっと勉強会するときにも申し上げましたが、25%が上限ではあります。当然人事ですので、何人が副課長級になるかという部分が違ってきますので、その年その年でパーセンテージは違ってまいります。

この分——特に良好な部分については、毎年ホームページのほうで前年度の分を報告しております。

以上です。

○江頭委員

この間勉強会でも出たのかな。ちょっと記憶にないんですけど、特に良好、勤務成績、特に良好、3号以上が1号以上ですよね。まずこれに変更した理由ですね、お願いします。

○池田人事課長

先ほども申しあげました人勸に基づく制度でございますので、県の人事委員会の基準に合わせたものでございます。

○江頭委員

特に良好とか、こういう勤務成績の基準、評価の仕方、具体的に、例えばこういう人は特に良好ですという部分で示されるとちよつとこう——私たち、この間の勉強会でも出たんですけど、イメージが湧かないんですよ。どういうのが特に良好だとか、良好がどのあたりだとか、それを具体的に説明できますか。

○池田人事課長

勉強会のときにもちよつと話題になりましたけども、人事評価を年に2回しております。この人事評価とここでいう勤務成績、この表に割り当てる勤務成績というのは違います。イコールではありません。

一番わかりやすいのは、病気休職とか、あと懲戒処分とかを受けた場合ですね。幾ら人事評価がよくても、極端なところで、懲戒処分を受けた場合はもうやや良好でない、良好でないというところに規定されますので、人事評価がよくても特に良好にならないというところがまず1つあります。

特に良好の場合、先ほどわかりやすいのが副課長級になったときと申しあげましたけども、基本的に昇任があったときに特に良好というところに位置づけられるということでございます。

以上です。

○江頭委員

確認で。特に良好なときが昇給のとき、昇進のとき。昇進のときが特に良好。それでいいわけ。今そういうふう聞いたんですけど。

○池田人事課長

昇任も含むということで。

(発言する者あり)

特に良好の中では人事評価とか勤務の状況、それから所属長の判断、所属長の意見とかも含めて昇任がありますし、そのほかにも勤務成績として良好であった場合が特に良好のところに位置づけられるということでございます。

○江頭委員

そしたらですよ、この特に良好——まあ、ほとんど良好なんでしょうけども、どのぐらいこれ見積もりの考えられているのかですね。今までですよ、これは基準が変更されたけど、今までの状況で特に良好だとか良好の割合ですね。それとこの1号、あれはこの前

もちよつと勉強会で——これは700円から800円という認識でいいんですかね、額的には。

○池田人事課長

まず1号、55歳以上のこのあたりですと700円から800円でございます。

それから割合ですね、25年1月1日の時点での割合で申し上げます。特に良好と分類されている部分——昇給区分ですね……

(発言する者あり)

あつ、行政職で申し上げます。20%。

(発言する者あり)

はい。標準の成績ですね、77%です。あと残りがCとDです。

○白倉委員

今の特に良好の部分なんですけど、特に良好という勤務成績が評価された人は大方昇任すると。

だから、ここでいわゆる55歳を超えていても、昇給する条件としては——昇級というのはこれ必ずくっついてくるんですか。いわゆる昇級、人事評価の部分とまた別に昇級……。

(発言する者あり)

副課長に昇級されたとかそれがくっついてくる——それは必ずしも伴わなくてもいいと考えていいわけですか、どちらですか。

○池田人事課長

昇任した場合、昇給がついてくるかという質問でよろしいでしょうか。

(「いやいや」と呼ぶ者あり)

○白倉委員

例えば、この昇給ですね、いわゆるお給料が上がる、55歳以上でも。その条件としてはもう大方というか、まず昇任——副課長級になったとか、それが伴ってくるものというふうなちょっと説明を受けているんですね。

(発言する者あり)

○池田人事課長

昇任がありますし、昇任以外もあります。

(「昇任以外もある」と呼ぶ者あり)

この勤務成績がよかったということ、それを含めて約20%ぐらいですね。

○重松委員長

ほかには。

○山本委員

今、それぞれ御説明を受けましたけれども、平成25年1月1日ですかね、特に良好が20%、良好が77%ということですけども、私がここで聞きたいのは、いわゆる8級から1級まであるわけですけども、その内訳はどうなんですか。

8級から1級までの、例えば年に一遍、例えば55歳の人はもちろん1級にはおらないと思うんですけども、超えた方が、例えばそこで言うところの以前はやや良好で1号俸上がっていた、それから標準で2号、特に良好で3号上がっていたんですけども、この内訳の中で、8級から1級までのパーセントはわかりますか。

○池田人事課長

先ほど申し上げました、20%昇給した区分の中でということでございますか。

1級から8級までありまして、その中で昇給した割合と……。

○山本委員

私がここで聞きたいのはね、55歳を超える職員の昇給の基準があるじゃないですか。だから、変更前は3号、2号、1号とあったじゃないですか。だから、その分でいわゆる過去、3号以上、それから2号、1号とあるじゃないですか。その中で例えば24年中ですかね、この適用を受けた方のパーセントがわかるかと。

○重松委員長

それは資料請求でよろしいですか。ここで答えますか。

○池田人事課長

55歳を超える職員で、まだ変更前ですから、3号以上、2号、1号の割合ということによろしいですか。

ちょっと今、即答できる数字を持っておりませんので、後ほど提出いたします。

○重松委員長

じゃ、ほかに。

○山本委員

そしたら、資料を求めておきたいと思います。

というのが、今まではいわゆる3号、2号、1号ということでそれぞれ説明があったんですけども、今回は、もう特に良好でも1号しか上げませんよということでございますものですから、非常に狭められております。

それで、要は給料表が職階級制ですから、もちろん今おっしゃるように係長から副課長になれば昇任して、給与が上がっていくというふうになろうと思うんですけども、その位置づけが非常に狭められているということでございますので、基本的には55歳になったら、いわゆる昇給は停止しますよと、皆さん全部職員は停止しますよということですけども、先ほど江頭委員がおっしゃったように3号以上あったのが1号以上変わったというのは、人事委員会がいわゆる勧告したからということですけども、それには例えば先ほどの人事委員会のいわゆるそのようになったからこのようになったという説明ではなくて、例えば、経済状況の中で、民間との格差の中で、これを含めて、例えば3号が1号になったというような説明が欲しいんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○池田人事課長

人事院勧告の中で言及されておりますが、先ほども申し上げましたように数字がどれだけ低いのですか、そういった数字の根拠というのは示されておられません。

50歳代後半層における官民の給与格差があると、給与較差を考慮して、今回の給与の上昇を抑える措置をとるということでございます。

以上です。

○山本委員

そしたら確認しますけども、官民との格差を、いわゆる縮めるために3号から1号に変わったんだという理解でいいですか。

○池田人事課長

はい、そのとおりでございます。

○山本委員

先ほど昇給の上限ですかね、上限。これが25%という上限が、先ほどちょっとお話があったと思うんですけども、その根拠は何なのか。

○人事課給与係長

先ほどから申し上げています25%というのは、国の基準をもとにしております。

私どもは特に良好のところでまとめているんですが、国の場合は極めて良好が5%、特に良好が20%ということになっておりまして、私どもはそこを合わせて25%上限ということで定めているところです。

以上です。

○山本委員

そしたら、変更後の良好とやや良好は今度なくなりますけども、特に良好というのは25%を上限として実施していくということでもいいですかね。

○池田人事課長

はい、そのとおりでございます。

○山本委員

それともう1つですけども、これは55歳は関係なくと思うんですけども、以前は特別昇給制度があったと思うんですけども、ここに条例を見ておりませんので、私もわかりませんので、その特別昇給制度はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○人事課給与係長

特別昇給制度というのは、以前、短縮という形であった部分をおっしゃられているかと思えます。

今、そういう昇給に関しては1月1日、年に1回しかございませんので、そういう特別昇給という形ではございません。

ただ、そのかわりというところですが、勤務成績が特に良好といった場合にプラスの例えれば2号昇給とか、そういった形になっております。

以上です。

○山本委員

後段のことを私は聞いておったわけです。

というのは、1年間の中に、いわゆる標準であれば55歳未満は1号俸昇給するんですけども、特に1年間の中で、とても成績優秀でこの職員はよく頑張ったということになれば、もう1号俸昇給させるというのが特別昇給制度だろうと、私はそのように理解いたしますけれども、その適用者は今までに何人かありましたでしょうか。

○池田人事課長

それは先ほどお約束いたしました資料ですね、特に良好の部分が何名という形で資料を提出することとしておりますが。

○山本委員

いえいえ、私が質問しているのは、このほかに、この条例とは別に、いわゆる特別昇給制度があるというふうな御説明が係長からありましたものですから、1号俸は当然55歳未満の方ですよ。1年間は、もちろん良好な成績をすれば1号俸上がるんですけども、ほかにもう1号というふうな、あれは最高は2号までかな、見ておりませんのでよくわかりませんが、そういう制度があったものですから、その適用者が今まであったのかどうかということです。

○重松委員長

わかりますか。

○人事課給与係長

まず、ちょっと誤解をされているようですので申し上げますけれども、以前が1号でしたが、今はそれが4号に分かれております。以前の1号が4分割されて、4号に分かれておりますので、今お示ししている資料が3、2、1とあるのはそこに置きかえていただければと思います。ですので、55歳未満の職員は標準成績で4号昇給をしております。

それと、おっしゃられた特別昇給的な部分でございますが、冒頭、課長のほうが申ししておりましたけれども、昇任行為に伴う部分とかでプラス幾らとか、プラス2とかありますので、そういった割合が実績として二十数%あるということでございます。課長が申し上げた実績は55歳以上に限ったものではございません。全部の行政職給料表の部分です。

以上です。

○山本委員

そしたら、この55歳未満に対する一般職員のことですけども、特別昇給制度はないということに理解していいですか。

○人事課給与係長

プラス何号するという昇給制度はございます。それは昇任に伴う、例えば係長級に昇任したとか、そういった場合の次の昇給期には、それは反映しているということでございます。

す。

ですから、特別昇給という言葉ではございませんが、そういうプラスアルファの成績優秀者はもちろん、それに伴って昇任とかをしているわけですので、次の昇給期にプラスアルファの昇給は実施しております。

○山本委員

そしたら別枠のほうで質問したんですけども、先ほどから人事院のいわゆる勧告によって全てやってきたということでございますけれども、給料表自体もそれに相応した給料表なのかお尋ねしたいと思います。

○池田人事課長

基本的には勧告に沿った給与表としております。

○山本委員

今、基本的にとという言葉が出ましたけれども、総体的には、例えば人事院勧告あるいは佐賀県の人事委員会勧告に基づいてやっているということですけども、基本的にと全体的にやっているのは違うと思うんですけども、基本的にとというのはどんなところでしょうか。

○池田人事課長

今、佐賀市は1から8級まででつくっておりますけど、県内自治体をごらんになっていただければわかりますが、課長までしかないところは6級制だったり7級制だったりしております。そういったところでの違いはございます。

(「国は10級制」と呼ぶ者あり)

国は基本10級制です。そういった面での違いはあります。

以上です。

○山本委員

そしたら、人事院といわゆる佐賀県の人事委員会の勧告に基づいて、給料は全て、給料表そのものはもう必要だということで理解していいですかね。

○池田人事課長

勧告によって金額の上下とかはありますけれども、つくり自体は同様でございます。

○重松委員長

ほかに。

○白倉委員

済みません、ちょっと1点だけ確認させてください。

昇給基準が1月1日と言われたんでしょうかね。というのがね、これ施行が1月1日から施行になっているんですね。

例えば誕生月で55歳になって、その一番早い4月1日からその方は適用されていくんですよ。

1月1日にもうこれが施行日になっているということは、1、2、3の早生まれの人はもう

その時点で例えば55歳になっていたら、来年の4月1日からこれが適用されていくわけですよ。そういうことですよ。そこのちょっと説明を。

○池田人事課長

55歳を超える職員というのが、55歳の誕生日が来て、次の1月1日……。

(「次の1月1日」と呼ぶ者あり)

4月1日時点で55歳に達した人の昇給期が次の1月1日でございます。

○白倉委員

4月1日時点で55歳になっていた方で、その明くる年の1月1日ということは、施行が26年1月1日ということは、今現在55歳になっていらっしゃる方はおられますよね。その方たちはもう全部はまってくるということですか。それともあと1年余裕があつてのことか——ここが1月1日に、26年1月といたらもう来年ですから、そこと4月1日ですね、来年の。そこがちょっと理解しにくいところがあるんですが。

○池田人事課長

議案の附則にちょっと載せておりますけれども、39ページです。資料番号1の39ページですね。

平成25年の4月1日前に55歳に達した職員ということになります。職員に対しての……。

(発言する者あり)

附則の2ですね。ちょうど真ん中の辺です。附則の2です。

平成25年4月1日前に55歳に達した職員に対しての適用が、平成26年の1月1日ということになります。なので、1月1日時点で55歳——10月生まれとか9月生まれの方は55歳なんですけれども、その方は次——来年……。

(発言する者あり)

○重松委員長

よろしいですか。白倉委員、わかったですか。

(発言する者あり)

ほかに。

○山本委員

医療職の給料表ですけれども、この方については、普通の人は55歳を超える職員ですけれども、この医療職については57歳を超える職員と、このように定義してありますけれども、この理由をお願いしたいと思います。

○池田人事課長

私たち行政職はほとんど——ほとんどといいますか、新卒であったり、民間の経験をしていても何年かぐらいですけども、医療職、ここでいうのはお医者さんですけども、中途採用の方がほとんどといいますか、物すごく多いということで、医療職は57歳ということちょっと後ろ倒しになっているということでございます。

それと、医療職の場合、定年も65歳定年ということでの後ろ倒しです。

以上です。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですね。

例えばですよ、特に良好という問題で、いろいろ解釈できるとか、曖昧な表現とか言われましたけども、この前に、要するに55歳を超える職員の昇給を抑制すると、人事院勧告を鑑みて。だったら、はっきり55歳に達した職員は、原則——原則は要らないと思いますけれども、昇給を行わないものとする。ただし、規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好というようなことを続けてですよ。だから、昇給を行わないものとするということを何で入れなかったのかなと思うんですけども、そこら辺。抑制するために、この108号議案の条文の中でですよ。わかりますかね。

原則昇給を行わないものとする。ただし、規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。そういうのは入れる必要はなかったんですかね、条文の中に文言をですよ。そういうのは入ってないんですかね、人事院勧告の中にも。はっきり明記していたほうがですね。理由が先に来とるから。

(発言する者あり)

だから、そこら辺がよくわからん。

○人事課給与係長

私どもが条例改正の際に参考にしておりますのが、やはり国の法の改正とか、県の条例の改正ぐあい、ここらあたりを参考にさせていただいておまして、表現につきましても、国のほうをちょっと参考にさせていただいたということでございまして、おっしゃるような規定の仕方も確かにあろうかとは思いますが、国がこのような表現を使っていたということで準じております。

○重松委員長

それに準じたということですね。

○人事課給与係長

そのとおりです。

○重松委員長

はい、わかりました。

そしたら、ほかに質疑がないようでございますので、第108号議案の審査を終わります。最後に補正予算議案であります第102号議案を審査いたしたいと思います。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第4号）中、第1条（第1表）歳入全
款、歳出第2款関係分、第13款、第2条（第2表）第2款、第4条（第4表） 説明

○重松委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんから御質疑等ありましたらお受けしたいと思
います。

○山本委員

歳入のほうですけれども、6ページ。6ページの下段のほうですけれども、説明欄にです
ね、いわゆる農林水産施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律ということで10
分の5、あるいは10分の6.5というふうに丁寧に書いてあります。

これは10分の5は農地だろうと思いますし、10分の6.5は施設と、このように思いますけ
れども、それに伴って、今度はページ数が3ページ、分担金ですけど、いつも思うんです
けれども、2番目の農林水産業費の分担金、それから災害復旧費の分担金ですけども、説
明のほうを見れば、農林水産業等振興事業分担金徴収条例と、それから何々条例、何々条
例というように全て当初予算を見れば書いてあります。

この条例を見ればわかりますけども、先ほど説明したように農地の場合は10分の5だよ、
それから施設の場合は10分の6.5ですよということを示してもらいたいんですよ。説明の
欄がこれは書くところがなければどうしようもないですけども、せつかくここに書くなら
ば、例えば、分担金は事業費の10分の1ですよとかというようなことを親切に書いてもら
いたいんですけども、どうですかね。

○古賀財政課長

ここの説明欄につきましては、まず、補助の根拠法令を上げるようにしております。

で、議員おっしゃるとおり、補助率を書ければ一番いいんですけども、これが当初予
算編成時にここに入力できるようになっておりまして、補正後、ここを変えらというのが
難しいシステムになっております。

で、災害の場合は、災害の大きさによって補助率がかさ上げされたりされます。例えば
農地ですと50%が基本でございます。ただ、1次かさ上げで80%とか、2次かさ上げで90%
とか、災害の規模によりまして率が変わりますものですから、そこを入れると、補正で
災害の規模が違ってきたものが出てきた場合に、率を変えらというのができませんので、
ここではお示しをしていないというのが理由でございます。

○山本委員

僕はそうではないと思います。

先ほどの6ページを見てもらえばわかるように、これは平年災害で農地は10分の5、施設
は6.5となるんですよ。これがもちろん激甚災害になればもっと高くなります。だから、
そのときにはそのときのように、ここもこの率が変わってまいります。

だから、分担金も当然変わりますから、やっぱり説明欄にきちんと説明してね、事業費の何%、いわゆる農地災害が10分の5ですから。例えば先ほど起債がありました。起債を行った残りが分担金ですよということを書いてもらえばいいのですから、そこら辺は明示できると思うんですけど。

というのは、当初予算がそうだから。そうなっているんですから。そうじゃなくて、やっぱり説明の欄は私たちがいちいち説明を聞かんでもいいようにきちんとやってもらいたいと思うんですけど。

というのは、なぜそう申しますかという、住民の方はどのくらい負担したらいいでしょうかというような質問が必ず地元で返ってくるんですよ。だから、そこら辺を一々聞かんでもいいように、それは現場に聞けばわかるんですけども、ここに明記していれば現場にも聞かなくてもいいですから、今後、そのように措置をできないものか。

○古賀財政課長

今のシステムではそれが非常に難しい。当初予算で書くとそこで固定されてしまいます。ただ、今、財務会計のシステムの見直しを図っております。平成27年度から新しい財務会計システムになりますので、今の議員の御意見を参考にですね、そこができないか——ここを明記している趣旨というのは、わかりやすい予算書をつくろうということで明記しておりますので、参考にして、新しいシステムでできないか検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○山本委員

そしたら、ちなみに今の3ページの分担金ですけども、その55万円を——例えば三瀬は1カ所ですか、富士町1カ所ですけども、分担金の55万円の基礎はどうなっているんですか。

○古賀財政課長

事業費が440万円。それから県補助金の220万円を引きます。この分担金の分担率が100分の25ですので、それを掛けて55万円となっております。

○山本委員

数的に100分の25というのはわかりました。

そうすれば、先ほど言ったように、例えばこれが激甚災害になったとなればですよ、となれば、先ほどの6ページ、これがかさ上げされるんですよ。10分の5というのが、例えば農地の場合。施設の場合も10分の6.5というふうになるんですけども、これをまたかさ上げすれば、かさ上げのパーセントが出てくるんですよ、このシステムでは。

だから、このいわゆる分担金のところも、そのようなシステムを組んどけば、必然的に数字を変えるだけでできるんじゃないかということを私は申しておりますけど、いかがでしょうか。

○古賀財政課長

説明欄のここの掲載欄につきましては、文字制限が実はシステムでございます。本当は委員がおっしゃるように、積算の根拠からずっと書ければいいんですが、制限がありまして入り切らなかったの、少なくとも根拠の法令、制度を書いて、補助率を書けるものについては書こうということで、このシステムを使っております。

積算根拠から全部ということになると、今のシステムでは対応できませんので、さっき申しましたとおり、次の新しいシステムで対応できるかできないかを検討させていただきたいと思います。

○山本委員

先ほどの説明では、平成27年度にシステムを変えるということですが、もうこれです、当初予算を見てもらえばわかりますように、何々条例によると、もうそればかりしか書いてなかとですよ。

それならば、もう書く必要もないんですから、いわゆるスペースがないじゃなくて、スペースをつくることによって行を下げればいいんですから、だからそこら辺は平成26年度からでもぜひとも実行していただきたいと思いますが、どうですか。

○伊東総務部長

趣旨については理解できますけども、今のシステムが5年前に開発したシステムで、今課長が申しましたとおり文字制限があつてですね、この欄に書ける部分が少のうございまずので、こういった措置をしております。

今の御意見を踏まえて、次期システムについては、そういったよりわかりやすい説明ができるように検討させていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○山本委員

先ほど次期という説明がありましたけども、次期というのはいつなのか。

○古賀財政課長

今、開発を行っております、実際に運用するのは平成27年度からということになります。

○山本委員

平成27年度にシステムを改正するということですが、これは今の財政課の計画では平成27年度でしょうけれども、やはりこのことについては早くやってもらわんと。これだけの問題じゃないですよ。全てですね、民生費にしても何にしても何々条例ということだけしか書いていないということで、非常にわかりづらい。

議決項目じゃないですけども、わかりづらいので、平成27年度じゃなくてですね、これは平成26年度ぐらいにはやってもらわんと、当初からもうこのような状況で、わかりづらいんですよ。

だから、そうであれば別に資料をつくってもらおうのか。これまた大変でしょう。どうで

すか。

○重松委員長

山本委員、ちょっと議案の審査からずれていますので。

○古賀財政課長

これを平成26年度からとなりますと、今のシステムのカスタマイズ費用までかかります。

今、既に新しいシステムの予算をつけていただいて、業者も選定して開発を行っているところなので、よろしければ新しいシステムで検討させていただきたいということと、これを資料でという当初予算は膨大な資料になりますので、そこは物理的に非常に厳しいと思っておりますので、今、説明を行っておりますとおり、足りないところに関しては口頭で補足説明させていただきたいと思います。

以上です。

○重松委員長

よろしいですか。

○山本委員

説明はよくわかりますけれども、何度も申しますけれども、やっぱりわかりやすい予算書というのを心がけとかないと。何はともあれ、一つ一つ時間的にもですね、特に当初予算なんかは制約を受けますから、一目瞭然に見ればわかるというふうな状況の中で今後はやっぱり進んでもらわないといけませんので、そこら辺を十分勘案してもらいたいとして、意見として申し上げておきます。

以上です。

○重松委員長

早急に検討していただきたいと思います。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですね。

ほかに質疑等もないようでございますので、第102号議案の審査を終わります。

以上で、総務部に関する議案審査を終了いたしたいと思っております。

ただ、資料請求が出とったですね。

きょう大丈夫ですかね。きょう出せますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい、ではお願いします。

それでは、執行部の皆さん、退室いただいて結構でございます。ありがとうございました。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

ちょっと時間も押しておりますけどもね、活発な質問をいただいておりますんで……。
(発言する者あり)

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第4号）中、第1条（第1表）歳出第2款関係分、第3条（第3表）事務用情報機器及びネットワーク保守業務委託料、基幹行政システム番号制度対応改修設計委託料、三重津海軍所跡関連展示物等整備業務委託料 説明

○重松委員長

ただいまの説明について、委員の皆さん方から御質疑等ありましたらお受けしたいと思います。

○江頭委員

三重津海軍所のところなんですけど、この委託先というのはこういうもの——設計も何も全部ぽんと委託料が出ているんですけど、総額になると5,100万円近く、これはもう、こういった専門的なこういうところの委託先っていうのは特定されるんですか。ちょっと、そのあたり。

それとも、普通、建物を建てますよね、設計、そして工事委託というふうになっているんですけど、これはもう一括した形みたいなんですけど、全て、こういうガイダンスにしても、このメニューからいくと、ドライドックの模型にしても、全てこの委託されたところがやるわけですか。その辺をもうちょっと詳しく説明をお願いしたいです。

○武藤都市デザイン課長

今回の委託業務につきましては、設計と造作——要するに、模型作製とかパネル作製も含めて一括して発注をしたいと考えております。

発注先につきましては、こういう美術的なこととか、それから博物館的なことをされる業者というのは、全国でそう何社もないということを聞いております。

佐野常民記念館の展示をつくられたのが、乃村工藝社という会社でございます。

佐野常民記念館との動線計画も含めて計画をしなくてははいけませんので、乃村工藝社との随意契約をしたいと考えております。

以上です。

○江頭委員

その乃村工藝社というのはどこにあるんですか。

○武藤都市デザイン課長

本社は東京になりますが、支社のほうが、九州、福岡のほうにございますので、福岡のほうと今打ち合わせをさせていただいております。

以上です。

○重松委員長

ほかに。

○白倉委員

関連なんです、まず三重津海軍所に関して2点、大きな質問。

1点目は予算関係ですが、これは発掘調査とは違うので、若干難しかったかなとは思いますが、国史跡とか世界遺産に向けての動きの一連としてこの事業があるわけですね。

県とかの支援金という交渉はされたのかどうか。国、県に関してはどういう働きかけがされたのか。初めから単独事業でやろうということをしたのかというのを、まずちょっと最初にお尋ねしたいと思います。

○武藤都市デザイン課長

県のほうには、これまで啓発事業、それから埋蔵文化財の調査につきましては、県の補助をいただきながらやってきたところでございます。

今回の事業については、県と事前にお話をさせていただいて、協議をしておりますが、今回、年度途中の事業ということでございますので、県としてはその対応はできないということをおっしゃっております。

来年の新年度予算につきましては、今、また県とそのことについてもお話をしておりますが、県の来年度予算につきましては、増額を検討しているところでございます。

○白倉委員

そしたら、来年度に係る事業については、県の支出金が入ってくる可能性が高いと。今年度債務負担行為で上がっている分の総額5,122万3,000円の部分には、県費が含まれてくるであろうというふうな観測でいいわけですね。

○武藤都市デザイン課長

済みません。説明がちょっと間違っております、今年度で来年度分まで債務負担行為ということで上げさせていただいておりますので、その5,100万円に対する県の補助ではなくて、平成26年度に市が当初予算に計上する予算につきましては増額を検討しているということです、この金額につきましては、平成25年度で債務負担ということで計上させていただきますので、対象にはならないということをお聞きしております。

○白倉委員

わかりました。

佐賀市としても急ぐ事業ですので、県としても年度途中で——思いはあるけれども予算づけができない中で、ちょっと非常に残念なんです、来年度以降そういうふうな話が出てくるんだったら、それはそれとしまして……。

それと、委託が乃村工藝社というふうにお聞きしました。

まず、今回この事業を乃村工藝社に委託するに当たって、現在の佐野常民記念館自体が乃村工藝社のもとで進んできているわけですね。例えば漢詩の部分とか、いろんな壁面表示の部分とか、そういった部分に何か不都合はなかったのかどうかというのをまず私は検証していただきたいと思うんですよ。

なければならないでいいんですよ。

注文も含めて、乃村工藝社に今回これをするなら、その事業をまずちょっとぜひしていただきたいというのと、それと、これはちょっと議案と直接関係ない事項になるので、また個別に話をしたいと思いますが、さらっと言いますと、漢詩に若干の間違いがあったというふうな部分がありますね。

その辺の部分がある意味たけたというか、専門的な部分を十分に把握しておられる部分が乃村工藝社にどこまであるかないかも含めてですね、十分に監修していただきたい、今回の事業に関しては。

それと、ドライドックの模型ができたりするんですが、あとバーチャルナビは、音声と点滅とで、いわゆるいろんな不自由、身体不自由のある方にもある程度対応できるかなと思うんですが、ドライドックの模型なんかは、現地を見ても、例えばどこからどういうふうに船が入ってきて、干満差を利用して修理されたのかというのが、ちょっと説明を受けるとぴんとこんところがあるんですね。

だから、せっかくならこの模型の中に船を入れてくるような工夫ができないのか。そういうのがあればもう一目でわかるなどか、私たち素人なりに思ったりするんですが、そういうこともぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

それも含めて、乃村工藝社とは十分な打ち合わせとか、議論を重ねていただきたいなという希望を持っております。

○重松委員長

希望ですか。

○白倉委員

希望です——希望というか要望というか……。

○重松委員長

答弁はいいですか。

○白倉委員

それに対するちょっとお考えを聞かせていただけたら。

○石井企画調整部長

2点ありました。

まず1点目ですけども、2階の漢詩の部分についていろいろ疑義が生じていると。これは私も承知しております。

これにつきましては、社会教育課のほうで、当時携わった先生方、それからその後、こ

ういう漢詩に関して非常に見識の深い先生方といろいろ調査をしております、最終的に教育委員会として方針を出しております。それに基づいて今年度の予算で速やかに改修するというので計画を進められておりますので、今回の分とは切り離して考えていただきたいと。

それから、ドライドックの模型の件ですけれども、国の文化財、それから世界遺産というのは、いわゆる史実に忠実ということが大原則になっております。

それで、今ドライドックの形、一部分ですけれども、これは確かに発掘調査のほうで明らかになっておりますけれども、その中でどういう形で船が乗っかってということは、詳細にはまだよくわかっておりません。それを本来はわかるような形でするのが一番の理想なんですけれども、現時点でこれは誰が見たって史実に間違いがないという部分で表現できる分については努力して表現したいと思っています。それが船の分まで乗つけられるかどうかというのは、今後きちんと検証しながら進めていきたいというふうに思っております。

○重松委員長

いいですか、白倉委員。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

○江頭委員

今の白倉委員の質問に関連して。県の関与ですね。

これね、さらっと言われるけど、僕は違うと思う。世界遺産、誰がやっているのかって、もちろん佐賀市が主導なんだけれども、今回、イコモスの調査が入って日程的にあれだったからと佐賀市はこういう予算組むんだけど、これは県もね、つけないと。これやらないとね。

あなたたち、やっぱり交渉ですよ。これは私たち議会もね、あるところでは交渉しますが、県とも。これはね、実際やらないとね、佐賀市だけが世界遺産で——県も今まで啓発活動も一緒にやってきているわけですよ。

何かその部分はね、もうちょっとね、担当者としてやっぱりやるべきだと思うんですよ。その辺は今までどういう経過があったのか、もうちょっとやっぱり詳しく説明してほしい。

○石井企画調整部長

担当課長のほうからさらっと言いましたんで、余りアクションをかけてないように多分聞こえたと思います。

実はこの計画が上がりまして、すぐ県のほうに私も動きました。そして、何とか支援できないのかと。やっぱり何千万円とかかかるのはもう当然ですし、来年、イコモスの調査がある、それから世界遺産の登録がもう2年後にあるということで、今一番やらなければならないのはこの啓発。

イコモスの調査で一番重視されるのは、保存管理計画をどうするのか、それから啓発を今後どうしていくのか、今現在どうしているのか、この2本に絞って調べに来られるということはわかっておりましたので、そのことを県に訴えました。そしてその上で、県の展示の考え方、それから市が思う考え方、これもちょっとずれがございました。

最終的に補正予算までには県の考え方と市の考え方と統一できないということが県の最終的な結論でありまして、自分たちはイコモス対策に対して、新年度また独自で考えると。だから、これは、今回の展示に対する補助とはちょっと切り離してくださいというふうなことが今の県の見解でございました。

県は県で、再来年の登録に向けて、予算をつけてされることと思っております。それから、武藤課長が申しましたように、今500万円、啓発運動で500万円ですね、これは教育委員会の分と都市デザイン課と合わせていただいていますけども、この辺についての増額のほうもお願いしておりますので、その辺は県も理解していただけるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

○白倉委員

ちょっと私も控え目に言ったのは、ここが佐野常民記念館という市の施設内のことであるので、若干県に対しては控え目に言ったんですけれども、おっしゃるとおりだと思うんですね。

ただ、今まででも県費はついていますし、いろんな事業もされています。

ただ、本当に来年度、その次に向けての今が正念場のときに、県の予算の生かし方ですね。イベントを単発的にポンポンポンンして行って、それはもうある程度の実績も含めて、もう評価が出てきていると思うんですよ。そういった意味でも、県の予算と市の予算でもっとうまくタッグを組んでですね、もう極端に言えば、ちょっとそれ市に預らせてくださいぐらいの勢いでぜひ県に力強く言っていただきたいと。

来年度からの予算づけというのが、この整備に関するものと違って、またイベントとかいろんな事業——今県の考えは詳しくわかりませんが、より有効的に使えるように、市のほうからも要望をぜひ出していただきたいということを申し述べさせていただきたいと思えます。

お願いします、答弁。

○石井企画調整部長

御指摘の点を十分踏まえまして、今までもやってきましたけども、引き続き、委員会でこういった委員の皆さん方からの意見もあったということを踏まえて、また再度申し入れをしたいと思えます。

○重松委員長

ほかに。

○山本委員

ちょっと私が聞き漏らしたかもわかりませんが、再度ちょっとお聞きしたいと思えますけども、この13節の委託料の件ですけども、先ほどから説明を受けますと、乃村工藝社、いわゆる東京ということですけども、ここに随意契約するということがございますけれども、このほかに、例えば乃村工藝社に匹敵するような業者というのはありますか。

○武藤都市デザイン課長

日本に大手が3社ということで聞いております。

ちょっと3社すべて名前を覚えておりませんが、乃村工藝社と丹青社ともう1つ、どこかあったかと思いますが、大体その3社で日本の美術館とか、それから展示場をされているということで聞いております。

以上です。

○山本委員

そしたら1,536万6,000円という委託料を組んでありますけども、この積算、例えば仕様書的なものがございませうか、根拠。

○武藤都市デザイン課長

根拠につきましては、今回の分は全体金額の3割ということで、当該年度をお願いしているところでございませう。

全体の5,100万円につきましては、今、企画調整部1の別図で御説明しました機能を足し上げていくと、5,100万円の展示費用になるということで、当該年度は3割、平成26年度は7割という予算ということでお願いをしております。

(「仕様書がありますか」と呼ぶ者あり)

見積書はいただいております。

○山本委員

そしたら、これにかわる業者が丹青社ですかね。そのほかにもう1業者おるということですけども、全体的に5,122万3,000円ですかね。その3分の1がこの予算だということでございませうけれども、いわゆる乃村工藝社からの見積もりだろうと思うんですけども、それを精査する人は誰ですか。その見積書を精査する人。

○武藤都市デザイン課長

これから契約になりますので、契約をする際に出されました見積書の中の確認、それから、でき上がりの姿を含めたところで確認するのは、私どもでしたいと思っております。

以上です。

○山本委員

全体的に五千幾らですけども、今3分の1が1,500万円ですけども、もう既に精査が終わっていないとこの金額は出ないと思うんですけども、どうですか。

○武藤都市デザイン課長

先ほどお示したイメージ図ですけど、まだ詳細な内容、例えばバーチャルナビにつき

ましては、何枚図面を入れるのか、要するに写真を入れるのかというような詳細のところはまだ詰めておりませんので、そこで枚数を、例えば5枚入れるか6枚入れるかということで金額が変わってまいりますので、その精査を今からやるというところでございます。

○山本委員

全体的にそしたら、このイメージ図というのは誰がつくったのですか。

○武藤都市デザイン課長

私どもの提案と乃村工藝社の提案によりまして、そのイメージ図はつくっております。

○山本委員

市の職員と乃村工藝社の両方の提携によってつくったということでございますけれども、それはそれとして信用しましょう。

しかしながら、債務負担を起す中にですね、今から精査するということについては、若干おくれていないか、私はそうではいけないと思うんですけどどうですか。

○石井企画調整部長

委託というのものいろんなものがありまして、例えば土木とか建築の場合は歩掛というのがありまして、このときは仕様書に基づいて積み上げてということになります。

展示の場合は、私の今までの経験からすれば、一番最初の段階で、そこまで吸い上げて設計書をつくる、仕様書をつくるということはできません。一般的にやれるのは、通常、平米どのくらいのグレードの展示をやるかということで、大体全国的に幅があります。

その中で、もともと佐野常民記念館というのはこの乃村工藝社でしておりましたので、その考え方、コンセプト、それからその仕様のレベル、そういうことからあわせて、平米単価でおおよそこのくらいということで大まかな出し方をします。

展示については、よその自治体もこういうふうなやり方で頭を決めて、それから内容をずっと詰めていくというふうな手法をとられておりますので、建築とか、土木とかそういう考え方とは違うかなというふうに理解しております。

○山本委員

今、部長はそうに申されますけど、いわゆる佐賀県というのがありますから、そこら辺はやっぱり市独自でやるんじゃなくて、先ほどから県の補助金の問題もありましたけれども、やっぱりこういうふうな大がかりな事業については、人材的な不足があるならば、県が上官ですから、そこによく出入りしながら、方向性というのを定めながらやっていけば、よりよい、また透明性のあるいわゆる見積書が出てくると、こう思うんですけども、いかがでございましょうか。

○石井企画調整部長

展示については県とも調整しました。でも、県とは根本的に考え方が違いました。私たちはやっぱり史跡でありますので、現実的に昔からこうだったという調査に基づいて、きちんと展示する、そういうのを基本としながら、さらにまたビジュアル的にいかにわかっ

ていただくのか。子どもから大人までわかりやすいような展示というのが我々の考え方でした。

しかし、県の考え方は映像——何といいますかね、2カ月前だったかな、本丸でプロジェクションマッピングというのがありましたですね、本丸の壁に映像で。ああいうものを佐野常民記念館で年間通してやることはできないかとか、ちょっと私たちが思う、いわゆるイコモス対策として考えるものと、県が考えるのはかなり大きなずれがございまして、いろいろ協議をやりましたけども、とうとう合意に達しませんでした。

だから、今回の具体的な展示のつくり上げに対して、確かに県のいろんな指導をいただきながら進むべきことということは私にもわかりますけども、今回につきましては、私たちの考え方を通ささせていただいたような状況でございます。

○永渕委員

この三重津海軍所跡の今展示スペースの話を書き聞きましたけれども、外見は佐野常民記念館であるわけですから、当然、来場者の皆さんにこういう三重津海軍所跡の展示ができたというイメージがわかるようなものをする必要があると思うんですけど、そのあたりも今回の予算に入っていると考えるとよろしいのでしょうか。

○武藤都市デザイン課長

今回の予算は、今、佐野常民記念館に三重津海軍所跡のことについて来場される方が非常にふえております。その方々に対して、佐野常民記念館の映像並びに展示物と今回の三重津海軍所跡の展示を両方見ていただきたいということにしております。

ですので、佐野常民記念館の3階でこういう展示をするということのPRを行うことはしておりますが、基本的にガイダンス施設の説明というのは、まず佐野常民記念館に来ていただいた方をいかに3階に導くかということは、今回の設計の中に入っております。

(「ちょっと補足をさせていただきます」と呼ぶ者あり)

○石井企画調整部長

三重津海軍所、世界遺産と佐野常民記念館というのは、これは一体的なもの。つまり、佐野常民が行った今までの功績、その延長線上として、この国の史跡指定あるいは世界遺産があったというような見せ方でいきたいと思っております。

だから、あくまで佐野常民記念館をベースにしながら、3階部分についてはその延長線上として、幕末から明治にかけて重化学工業としての船、この一番出発点となるのが三重津のドライドックなんです。それについて、佐野常民がいかにいろんなことにかかわったのか——例えば、精煉方の主任は佐野常民が務めておりますし、また海軍所の設備についても、佐野常民が大きくかかわっております。

そういう佐野常民の顕彰という位置づけの中から、この3階部分の展示コーナーについても同じコンセプトの中で通していきたいというふうに考えておるところでございます。

○重松委員長

ほかに。

○山本委員

そしたらですね、債務負担行為のことでお尋ねしたいんですけども、これ平成25年度から平成26年度までですけども、5,122万3,000円以内ということで定めておりますので、これよりふえることはないということで理解していいでしょうか。

○武藤都市デザイン課長

限度額を定めておりますので、それ以内で対応したいと考えております。

○白倉委員

先ほどの永渕委員に対する答弁を聞いていて、3階の部分は有料スペースになるんですか。2階は有料ですよ。1階は無料ですよ。今までは3階も無料ですよ。そしたら、またそれは今後の検討なのか、通しでの入場料にするのか、3階にぼーんとエレベーターを使って行かれる方は自由ですよになるのか、そこはどういうふうに。

○石井企画調整部長

この辺は今後の検討です。非常に動線的に難しい部分もあります。

ただ、基本的にはやっぱり有料部分の延長——いわゆる2階を見て3階を見ていただくという有料部分の位置づけをしたいんですけども、ただ、それが本当に可能かどうかという物理的な問題があります。これは今後検討させていただくことになります。

○白倉委員

ちょっとこの議案審議の今後の検討課題としてということですので、その検討内容の一つとして、やっぱりいかにたくさん3階に上がってもらえるかというのがもう鍵になると思うんですね。

やはり今見ていたら、2階で1回入られた方はよほど展示が変わっていない限り、また入館料を払ってもう1回見られるということは——展示が変われば別ですよ。まあ、そういう足の確保がなかなか難しいというので、やっぱりいかに3階に上がっていただくかということ、当面無料も含めてですね、その辺の検討をぜひしていただきたいなという希望を持っております。

○重松委員長

希望でいいですか。要望。

○白倉委員

要望って、まだ今のこの議案とは直接ちょっと関係ないけど、出た意見ですので。

○重松委員長

答弁はいいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

○白倉委員

済みません、時間が押していますけど。

番号制度について、第102号議案、社会保障の部分ですが、まずちょっと2点をお聞きしたいと思います。

1点は、事業委託するのは、これ全国共通である外郭団体かどっかにすると思うんですけども、住基カードのところは1回ありましたですね、何年か前に。それも含めて同じところに委託されるのか、どこに委託されるのか。それはもう全国自治体共通のものなのかというのをまず1点確認したいと思います。

○中村情報システム課長

業務委託につきましては、まだどこに委託というところまでは決まっておりません。先ほど言われましたように、全国统一のものでからということで、一定のところ委託するという事はないと思います。ありません。

うちのシステム自体がですね——全国にいろんなシステムがございますけれども、それぞれ違いますので、その分については業務委託先は当然違ってきます。うちのほうにつきましても、当然個別のシステムといいますか、パッケージものではありませんので、そういった意味から、それぞれ市町村ごとに委託をするという形になろうかと思えます。

○白倉委員

はい、わかりました。

じゃあ、住基ネットのときなんかとはちょっと若干違って、国の外郭団体に真っすぐ委託しなくちゃいけないということじゃなくて、自治体独自でそれぞれの委託先を選定しながら委託していくというふうに理解していいわけですね。

○中村情報システム課長

追加であれなんですけれども、もちろんこの業務につきましては、パッケージでされている市町村もございますので、この調査自体が不要な箇所もございます。

ですから、佐賀市の場合につきましては今回出しているように、こういった調査設計業務委託料が必要になるということになります。補足します。

○白倉委員

1点、なぜこんな質問をするかといったら、全国どこでもこれ自治体が取組みなければ——法で決まったことですから。そこで、ある程度連動できて、基礎の部分はもちろん、住民が佐賀市は24万人おるわけですからあれですけども、ある程度の連携をとりながらやれば、自治体間同士がですね、もっと安く上がるんじゃないだろうかなと思うことがしばしばあるんですね。

そういったことは、県内自治体の間でこういうふうな協議はどの辺まで進んでおられるのかというのをお願いします。

○真崎行政管理課長

このシステムという制度を運営する中で、中間サーバーということで、ちょっと資料で

御説明したんですけれども、この中間サーバーにつきましては、県内の他市町との連携、あるいは国のほうでも全国的な連携の仕組みということを今検討しているという状況でございますので、我々としましてはそういうことで、両にらみで、ちょっと今後の方向性については注視していきたいと。

ちなみに県内の市町のいわゆる連携につきましては、佐賀県ICT推進機構ということで県を含め20市町全部が参加しているそういった情報システムの機構というものが組織されておりますので、当然その中ではですね、今委員御指摘のとおり、共同でできるものはないかというふうなことで意見交換の場が設けられております。

○白倉委員

わかりました。

それともう1点は、もう早速にこの予算が可決されれば、特定個人情報保護評価のほうに入っていかなくちゃいけないと思うんですが、システム改修前に、いわゆるリスクの洗い出しとか回避とか、いろんな措置とか、それからシステムごとの評価、作成、それを公表するとあるんですが、まずこの特定個人情報保護評価、システム改修前のこの事業はいつから入られて、かつどういった形で次、私たち当委員会に示されてこられるものなのかというのがわかればお願いします。

○行政管理課職員

特定個人情報保護評価につきましては、情報システムの改修内容が決まった段階で、また改修作業に入る前に実施することとされております。

今回の予算議案の中で分析設計を行っていきますが、これはですね、この番号の交付の分野はいつからいつまでとか、あと住基業務についてはいつからいつまでとか、段階的に五月雨式に業務を進めていくことにしております。そして、その設計が終わった段階で、順次その業務の範囲で特定個人情報保護評価の作業に入っていく必要があります。

したがって、その評価の時期なんですけれども、平成26年度から平成27年度にかけて、段階的に五月雨式に実施していくこととなります。

以上です。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑等もないようでございますので、第102号議案の審査を終わります。

以上で、企画調整部に関する議案審議を終了いたします。

執行部の皆さんは御退室いただいて結構です。委員の方はちょっと残ってください。

◎執行部退室

○重松委員長

そしたら、午後から市民生活部の審査とあと研究会が残っています。研究会は結局ボリュームがあります。結構時間もかかると思います。特に休憩はとらず詰めていきたいと思しますので、随時トイレに行きたい方は行って結構です。そういうことで、午後1時40分まで休憩します。それまでゆっくり休憩してください。

◎午後0時40分～午後1時41分 休憩

○重松委員長

委員会を再開します。

市民生活部に関する議案の審査に入ります。

まず、第116号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第116号議案 佐賀市市民活動プラザの指定管理者の指定について 説明

○重松委員長

ただいま説明がありましたけども、委員の皆様方から何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようでございますので、第116号議案の審査を終わります。

続きまして、補正予算議案でございますけども、第102号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第102号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算(第4号)中、第1条(第1表)歳出第2款関係分、第3条(第3表)市民活動応援事業 説明

○重松委員長

ただいまの説明について、委員の皆様方から何か御質疑等ありましたらお受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑等ないようでございますので、第102号議案の審査を終わります。

以上で市民生活部に関する議案審査を終了いたします。

市民生活部の職員さんは……。

(発言する者あり)

そしたらですね、引き続きですね……。

(発言する者あり)

委員の皆さんたちにお伺いしますが、本日の審査に関しまして、現地視察の御要望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、本日の総務委員会は終了いたします。